

令和6年第7回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年6月25日（火）午後2時00分から午後3時51分
2. 開催場所 坂戸市役所201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	欠					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主任	赤澤結
副課長	小俣千秋		

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和6年第7回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 林 真由美 委員 栗原 昇

11. 議決事項及び議事の要領

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、1番案件につきましても、農業委員に関係する案件となります。坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当するため、はじめに2番及び3番案件を審議します。

事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の耕作面積等は、議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。取得後の営農見込みについては、これまでは議案書に事務局で有りとして記載していましたが、営農見込みに関しては委員さんに判断していただくものであることから、今回からはこのような記載の仕方とさせていただきます。現地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の耕作面積等は、議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。

こちらの内容に関しましては、今年の2月に譲受人及び譲渡人、申請の農地が同じ内容で申請がありましたが、その際に、申請の農地内に農地法の許可を得ずに建築された農業用倉庫が存在していたことから申請の取り下げが行われていました。今回、その農業用倉庫が撤去されたため、あらためて申請がなされたものになります。現地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

2番 三芳野地区 齋藤委員

3番 入西地区 新井委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 2番案件の譲受人は、現在は3反の農地を借り入れて耕作しておりますが、法改正により下限面積要件が撤廃され、小規模の農業者でも農地を所有できることとなっております。また、譲渡人は、被保佐人であり営農できず、経営規模を縮小する意向です。

申請地は、いつでも耕作できるように管理されており、近隣農地への影響は無

く、小委員会では、問題ないとのことでありましたので、ご審議をよろしく願います。

委員 3番案件の譲渡人と譲受人は、本家と分家の関係です。譲受人の状況については、聞きとりによると、水田を約8ha耕作し、地域の担い手として頑張っているとのこと。譲渡人は、夫に先立たれ子供が独立し、夫の弟と暮らしていますが、高齢化により経営規模を縮小する意向とのこと。

現地を確認したところ、綺麗に管理されており、小委員会でも問題ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、1番を除く案件は「取得後の営農見込有り」と認め、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第27号のうち、1番を除く案件は許可と決定します。

議長 続いて、1番案件について、審議します。
議事参与の制限を受ける農業委員には、退席をお願いします。
暫時休憩します。

(休憩 該当委員退席)

議長 再開します。
1番案件について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の耕作面積等は、議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。現地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

譲受人は、東松山市内にお住いの方であるため、東松山市の農業委員会へ耕作状況の確認を行ったところ、所有されている農地すべてを問題なく耕作されている方になるとの回答を得ています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 齊藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人と譲受人は、事務局の説明のとおりです。申請地は農地として管理されており、いつでも耕作できる状態です。周囲に影響がないことから、

小委員会では、妥当であるとのことでありましたので、皆様のご審議をよろしく
お願いします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、それでは採決を行います。
議案第27号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、1番案件は
「取得後の営農見込有り」と認め、許可と決定したいと思いますが、これに賛成
の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第27号のうち、1番案件については許可と決定し
ます。
暫時休憩します。

(休憩 該当委員着席)

議 長 再開します。

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに1番か
ら7番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議
案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用と
なります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内
に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準
を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水
については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農
条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適
合していると考えます。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議
案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用と
なります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内
に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準
を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水
については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農
条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適
合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については雑草が繁茂していますが、転用が行われるにあたり草刈り等が実施される見込みであることから事務局としては特段の問題はないと考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、申請地は、相当数の街区を形成している区域内に位置している農地であることから、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については雑草が繁茂していますが、転用が行われるにあたり草刈り等が実施される見込みであることから事務局としては特段の問題はないと考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

申請地は、先月の議案として、造成工事の為の通路としての一時転用として審議しましたが、その後、申請の取り下げが行われ、今回の自己用住宅の申請が行われたものになります。現地については、適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

6番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、駐車スペース確保のための住宅敷地の拡張となります。

譲受人は現在、申請地の隣地にある住宅で生活をしており、この度子どもが結婚し、妻とともに実家に戻って来るため、駐車スペースが不足するとのことから、

駐車スペースを確保するために住宅敷地の拡張を行う今回の申請に至ったとのことです。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請目的が、第1種農地の不許可の例外である、既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第35条に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については既存の宅地と一体となつての自然浸透処理となつており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

7番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となつており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番～3番 勝呂地区 岡野幸平委員
4番～7番 勝呂地区 小島委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件と2番案件の譲渡人は同一なので、一括で説明します。譲渡人の一人は、父の代まで営農しておりましたが、3年前に父が他界して以来、農業はやってないとのこと。代理人によると、排水は側溝放流にするとのこと。問題はないと考えます。また、2番案件の申請地に梅木が生えていますが、伐採するとのこと。

いずれも、小委員会では問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

3番案件の申請地は、先月と先々月ご審議いただいた場所の隣接地です。前回までに問題がなかったことから、小委員会においても、問題はないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委員 4番案件と5番案件は同じ敷地内なので、一括で説明します。事務局の説明のとおり5番案件の申請地は、先月、一時転用の案件としてご審議いただいた場所ですが、すぐにこの5番案件の申請が出たために、取り下げとなりました。

4番案件と5番案件を合わせまして、近隣農地への影響は無いと思われることから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

6番案件は、敷地拡張ですが、譲受人は、自宅敷地内の駐車場が手狭なことから、隣接している農地を駐車場にしたいとのことです。申請地は農地として適切に管理されており、小委員会においても問題ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

7番案件は、農地と宅地を含めた開発の申請で、譲受人は譲渡人の親族です。小委員会においても、問題ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 1番から7番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、続いて8番から12番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

8番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。この案件は、4月に計画変更の審議を行い、承認がなされたため、あらためて申請に至ったものになります。

申請地は農地だけではなく、地目が宅地の部分を含めての計画となっております。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、こちらは相当数の街区を形成している区域内に位置している農地であることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、下水本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

9番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

申請地は、農地だけではなく地目が宅地の部分を含めての計画となっております。現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、下水本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

10番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地は、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、

第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

11番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、太陽光発電施設への転用となります。

譲受人は、太陽光発電事業を行う法人であり、坂戸市内では2年前に農地転用の許可を得て発電所を設置しており、同じ坂戸市内であれば一体となってメンテナンス等の設備管理がしやすいことから本申請地での申請に至ったとのことです。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

12番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、駐車スペース確保のための住宅敷地の拡張となります。

譲受人は現在、申請地の隣地にある住宅で妻と子どもで生活をしており、子ども2人が就職し、自動車通勤をするために自家用車の購入を計画していますが、駐車スペースが不足することから、駐車スペースを確保するために住宅敷地の拡張を行う今回の申請に至ったとのことです。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請目的が、第1種農地の不許可の例外である、既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第35条に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については既存の宅地と一体となつての自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
8番、9番 坂戸地区 鹿ノ戸委員
10番 坂戸地区 松永委員
11番 入西地区 人見委員
12番 入西地区 新井委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 8番案件と9番案件は同じ敷地内なので、一括で説明します。譲渡人と譲受人の状況は、議案書のとおりです。申請地は休耕地であり、市街化区域に隣接しているため、近隣農地への影響はありません。小委員会では慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 10番案件の譲渡人は、農業機械も所持しておらず、今までも所有する農地を知人に耕作してもらっており、母親が昨年亡くなったこともあり、耕作の意欲が無いとのことです。

近隣農地への影響はなく、小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 11番案件の譲渡人は2名であり、母親と長男です。母親は高齢で、長男は県外で生活しております。申請地は、夫が亡くなった後は草刈等の管理をしている状況です。所有する他の農地は貸しており、母親が高齢で長男は離れた所で生活しているため、申請地の農地としての管理は難しいとのことです。また、太陽光発電については、事前に事業者が近隣住民に説明しており、問題はないとのことです。

小委員会で協議した結果、近隣農地への影響はなく、転用はやむを得ないとの結論となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 12番案件の譲渡人は、この地域に古くから住んでいる方です。申請地は、高齢の母親と長男が所有しております。長男は勤めをしており、家庭菜園程度の農業しかしておらず、農地の管理のみしている状態です。申請地を確認したところ、綺麗に管理されておりました。

近隣農地への影響がないことから、小委員会においても、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの意見になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 8番から12番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、続いて13番から15番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

13番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、資材置場への転用となります。

譲受人は、近隣市にて建設業を営んでいる法人で、ダンプカー等の重機や車両、各種資材を川越市内の土地を借りて保管していましたが、この土地が使用できなくなり、資材置場として適切な土地を探しており、今回の申請に至ったとのことです。

現地は雑草が繁茂していますが、転用が行われるにあたり草刈り等が実施される見込みであることから、事務局としては特段の問題はないと考えております。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適

合していると考えております。

14番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

15番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
13番 大家地区 小久保委員
14番 大家地区 岡野和紀委員
15番 大家地区 澤田委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 13番案件の譲渡人は、都内にお住いの姉妹で、いずれも高齢のため耕作はできず、近隣の方に管理していただいていた状態です。申請地は、父親が亡くなってから20年以上姉妹で所有しており、昨年までは近隣の方が管理しておりましたが、現在は草が繁茂しております。

近隣農地への影響は無いと考えられることから、小委員会では慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの意見になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 14番案件の申請地は、前回ご審議いただき許可された場所の隣接地です。譲渡人は、子供も農業をしないということで、本人も耕作しておりません。

近隣農地への影響は無いと考えられることから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 15番案件の譲渡人は前回と同一人で、高齢で施設に入所しております。申請地は、北側に昨年度許可を得た住宅が建っており、近隣農地への影響はありません。小委員会で協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第28号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第28号は、許可相当と決定します。

議案第29号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第29号 農用地利用集積計画について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

6月分の農用地利用権設定申出は、更新の案件はなく、新規は、一般分と農地中間管理事業分をあわせ、件数が5件、17筆、面積は11,133㎡です。詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

令和6年7月1日設定後の利用集積面積の算出に際しては、農地中間管理事業分の契約の始まりが9月のため、今回は一般分のみ8,999㎡を新規設定とするため、合計3,388,080.45㎡となります。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。
議案第29号農用地利用集積計画については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第29号については、原案のとおり決定します。

議案第30号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長 議案第30号 農用地利用集積等促進計画（案）について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

内容につきましては、借受人に変更があったものになっております。詳細については、議案のとおりとなっております。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第30号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第30号は意見なしと決定し、坂戸市長に

回答いたします。

報告第6号 専決処分の報告について

議長 報告第6号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第6号ですが、5月の専決処分は、農地法第3条の3の届出1件、農地法第4条の農地転用届出1件、農地法第5条の農地転用届出16件です。

内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和6年第7回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和6年6月25日

坂戸市農業委員会

会長

署名委員

署名委員